

DV 被害者グループカウンセリング事業 仕様書

1. 事業目的

DV から逃れて新しい生活を始めた後に、DV 被害の影響が顕在化することがある。子育て中の女性の場合は、自分自身の DV 被害と向き合うだけではなく、DV という虐待的環境に晒されていた子どもをケアしていく必要にも迫られ、母子関係を悪化させてしまうことがある。親子間や兄弟間で暴力の再演が起きることもある。

セミナーを開催して母子並行のグループ活動により心理教育とグループセラピーを行い、DV 被害を受けた母子の心理的回復と母子関係の再構築を支援する。

2. 業務内容

(1) 事業対象

- ①DV 被害から逃れ、現在パートナーと離れて暮らしている、18 歳未満の子どもを育てている女性で、母子関係の再構築を希望している人
- ②上記の母と同居する子ども（18 歳未満）
- ③原則、神戸市在住・在勤（在学）の方を対象とし、他市在住の参加者は最小催行人数には加算しない。
- ④申込多数の場合は抽選とし、神戸市在住の人を優先とすること。

(2) セミナーの開催

- ・母子合同の連続講座と、母を対象とした単発講座をそれぞれ年間 2 回以上実施すること。
- ・各回の最少催行人員は 3 家族とする。申込締切までに最少催行人員に達しない場合は、市に報告のうえ、セミナーの開催を中止とする。申し込みがあったが当日に急な欠席があり参加者がそれを下回る場合は開催する。
- ・一定期日前までに欠席連絡があり、参加予定者が最少催行人員を下回る場合は、市に報告のうえ、開催を中止する。
- ・開催にかかる参加受付、講座の中止連絡等は事業者で行うこと。

(3) 事業の広報

チラシの作成と関係機関への送付等により、広報を行うこと。
神戸市ホームページへの掲載・広報紙 KOBE への掲載等の協力は可能。

3. 委託業務の履行場所

神戸市内（事業者にて確保）

※公共施設利用の場合は規模・費用面で相談可（減免・無料施設あり）

4. 業務委託期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

5. 業務条件

- ①プログラムの実施に当たり、公認心理師、精神科医等の有資格者が参加していること。
- ②行事用保険に必ず加入すること。
- ③人員が定員に満たず開催不可となった場合は、ただちに市へ報告し、セミナー当日の開催にかかる費用は精算を行うこと。保険料は払込前の場合のみ精算を行うこと。
- ④実施予定のプログラムについて、過去に実施実績があるものが望ましい。

6. 業務報告

各セミナー終了後、参加人数や実施内容等の報告書を作成、市に提出すること。また、委託業務完了後速やかに、実施業務の内容、成果及び課題等をまとめた業務報告書を提出すること。

7. 委託契約金額の上限

1,200,000円（消費税・地方消費税含む）

※行事用保険料を含む

8. その他

- (1) この事業にかかる文書等の記録は、事業終了後5年間（令和13年3月31日まで）保存しておくこと。
- (2) この仕様書に明記されていない業務については、その都度家庭支援課と十分に協議すること。

9. 問い合わせ先

担当 神戸市こども家庭局家庭支援課 辻本・矢野

住所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 電話 078-322-0249